

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成17年11月22日に実施した保健福祉部各課・機関の定期監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成18年3月28日

相模原市監査委員 田 中 勝 年

同 栗 原 勤

同 小 俣 旭

同 川 上 一 行

1 市長から通知があった日及び当該通知に係る講じた措置の内容

(1) 通知があった日

平成18年3月17日

(2) 市長が講じた措置の内容（全文）

こども施設課のこどもセンター指導員等の賃金支出事務において、実勤務時間等の算定誤りによる賃金の過不足があったことにつきましては、全ての支払い対象者における支払額の再確認を行い追給・戻入処理をいたしました。また、事務処理方法等の見直しにつきましては、勤務状況報告書の改善を図るとともに、本課においてはパソコンを使用した自動集計システムの使用や、複数職員における内容確認の徹底により、適正な事務執行を行うためのチェック体制を強化いたしました。

次に、こども施設課において、こどもセンターにおける消防法に基づく防火管理者選任届出書及び消防計画変更届出書の提出が遅延していたことにつきましては、本課職員がこどもセンター館長とともに消防関係法令の遵守事項の確認を行い、手続き事務に関する徹底をいたしました。

（参考）

保健福祉部定期監査の結果

1 監査を実施した日及びその結果を市長に提出した日

平成17年11月22日

2 監査の結果

- (1) こども施設課の各事業の賃金の支出に関する事務を調査したところ、こどもセンター補助指導員賃金、児童クラブ指導員賃金及び児童館指導員賃金の支出において、実勤務時間等の算定誤りによる賃金の過不足の事例が多数見られた。

このことは、毎月、各施設からこども施設課へ提出される出勤簿兼勤務状況報告書において、勤務時間帯の未記入及び記載誤りが多数見られ、それぞれの勤務時間数が適確に把握されていないこと、こども施設課の支払事務における確認行為が不十分であること及びこれらを含め、服務管理が十分なされていないことに起因している。

出勤簿兼勤務状況報告書は、サービス管理及び賃金算定の基礎となる重要なものであり、同様な誤りを防止するため、こどもセンター等との連絡体制及び事務処理方法の見直し等必要な措置を講じ、適正な執行に努められたい。

- (2) こども施設課のこどもセンターにおける再配当予算の執行、施設の維持管理状況及び備品の管理に関する事務を調査したところ、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項の規定に基づく防火管理者選任届出書の提出が遅延していた。中でも並木こどもセンターにおいては、1年9か月余りも遅延しており極めて不適切である。また、消防計画変更届出書の提出についても同様な遅延が見られた。

防火管理者には、消防関係法令に基づき、消防計画の作成、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を行うことが義務付けられており、こどもセンターに来館するこども等の安全を確保する重要な役割があることを認識し、防火管理者選任届出書を遅滞なく届け出るなど、施設管理に当たり適正な事務の執行に努められたい。